

令和4年8月24日

ご利用団体 各位

独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立淡路青少年交流の家

コンビニ払い手数料の改定について

平素より、当施設をご利用いただき誠にありがとうございます。

この度、施設使用料などの支払い方法のうち、コンビニ払いに係る手数料が下記のとおり改定となりますので、ご案内申し上げます。

施設をご利用の皆様にはお手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1. 手数料変更日と料金

令和4年8月31日（水）まで（現行）：100円 → 令和4年9月1日（木）から：140円

2. 留意点

- ・8月31日までに手数料100円で発行された請求書については、9月1日以降も100円のままお支払いいただけます。
- ・8月31日までに手数料100円で発行された請求書であっても、金額の変更等により9月1日以降に再発行となる場合には、手数料が140円となります。
（紛失等による変更なしでの再発行については100円のままとなります）
- ・その他、ご不明な点等がありましたら、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

以上

<問い合わせ>

国立淡路青少年交流の家 事業推進係

TEL：0799-55-2695

E-mail：awaji-shinsei@niye.go.jp